

大学などの卒業後、利根町に居住する方の

奨学金の返還を支援します！！

利根町奨学金返還支援補助金

補助金額
20万円/年額
最大200万円

《申請受付期間》 令和5年1月4日(水)～令和5年1月31日(火) 必着

問い合わせ：政策企画課 地域振興係 ☎68-2211 (内線332)

町では、若い方の移住定住の促進を図ることを目的として、大学などの卒業後に本町に居住した場合に対し、奨学金の返還に要する経費の一部を支援する「利根町奨学金返還支援補助金」を実施します。

▼対象者要件

- ① 高校等程度以上の学校を卒業し、奨学金の貸与を受けた方
- ② 奨学金の返還開始から基準日(1月1日)まで継続して町内に住所を有する方
- ③ 補助金の交付を申請する年度内に奨学金の返還を開始する新規卒業者、または前年度申請者
- ④ 町税等に滞納がない方
- ⑤ 次のいずれかに該当する方
ア 常時雇用者
イ 個人で農業その他事業を営む者又はその事業専従者(所得税法(昭和40年法律第33号)第57条第3項に規定する事業専従者をいう)
ウ 申請初年度で、常時雇用者ではない現に求職中の方
※ 求職中の方は初年度の1回のみ申請可能とし、翌年度の申請までに常時雇用で就業した場合は引き続き補助を行う。
- ⑥ 公務員でない方、独立行政法人等に雇用されていない方

▼対象奨学金

- ・ 日本学生支援機構奨学金(1種、2種)
- ・ 茨城県奨学金

▼補助対象期間

対象となる奨学金の返還を開始した年から起算して10年

▼申請方法

毎年度申請が必要となります。必要書類を揃えて、政策企画課へ提出してください。

- ・ 利根町奨学金返還支援補助金交付申請書兼請求書(様式第1号)
- ・ 申請者が大学等を卒業したことを証する書類
- ・ 奨学金貸与機関が発行する奨学金の貸与を証する書類の写し
- ・ 奨学金の返還完了までの計画を確認することができる書類の写し
- ・ 奨学金の返還の事実を証する書類の写し
- ・ 就業証明書(様式第2号)、または求職中であることを証する書類の写し
- ※ 申請書類は、町公式ホームページからダウンロードするか、政策企画課までお問い合わせください。



▲詳しくはコチラ

所得税・住民税申告の障害者控除(要介護認定を受けている方)

要介護認定を受けている方で、利根町障害者控除対象者の認定基準に該当する方は、障害者手帳の交付を受けていなくても、所得税・住民税申告の際、障害者控除対象者として所得から一定の控除を受けることができます。

なお、昨年「障害者控除対象者認定書」を交付されている方で、要介護度に変更のない方については、昨年交付された認定書の有効期限内であれば、そのまま使用することができます。

▼申請対象者

- ① 令和4年1月1日以降、新たに要介護1以上の要介護認定を受けた方
- ② 昨年「障害者控除対象者認定書」を交付された後の要介護認定において介護度に変更のあった方

▼申請手続き

福祉課窓口にある申請書に記入して提出してください。(家族代理申請可)

▼認定書の交付について

後日申請者へ郵送します。

▼利根町障害者控除対象者認定基準

- ① 要介護1および2の方で直近の要介護認定資料にて障害自立度Aランク
- ② 「障害者手帳」の交付を受けている方は「障害者手帳」を提示することで障害者控除を受けることができます

おむつ代の医療費控除について

以上、または認知症自立度Ⅱランク以上の方

- ① 要介護3の方で特別障害者の区分に該当しない方
- ② 特別障害者に準ずる者に該当
- ③ 特別障害者3の方で直近の要介護認定資料にて障害自立度Ⅲランク以上または認知症自立度Ⅲランク以上の方
- ④ 要介護4および5の方
- ⑤ ①、②の規定に関わらずおむね6カ月以上臥床し、食事および排泄などの日常生活に支障のある寝たきり高齢者(当該事項が記載された主治医の証明が必要です)

おむつ代について「医療費控除」を受ける場合、医療機関の発行する「おむつ使用証明書」と「おむつ代の領収書」が必要です。

要介護認定を受けている方で、おむつ代の医療費控除を受けるのが2年目以降の方は、町で発行する『主治医意見書の内容を確認した書類』にて「おむつ使用証明書」の代用とすることができますので申請してください。

▼対象となる方

医療費控除を初めて受ける方
寝たきり状態で、なおかつ医療上おむつの使用が必要であると医療機関が認めた場合

▼お問い合わせ先

福祉課 高齢介護係
☎68-2211 (内線123)

▼お問い合わせ先

税務課 資産税係
☎68-2211 (内線208)

補助金申請の流れ

	R4.3	R4.4	R4.10	R4.11	R4.12	R5.1	R5.2	R5.3	～R5.12	R6.1	R6.2	R6.3	・・・
申請者	卒業奨学金貸与終了	就職利根町に住む	奨学金返還開始			補助金申請				補助金申請			
役場						1年目申請受付	1年目交付			2年目申請受付	2年目交付		

奨学金返還の期間はR4.10からR5.12までです。補助金の申請はR5.1からR5.3までです。交付はR5.2からR5.12までです。

いかなるときは必ず連絡・届出を

- 建物の新築や取り壊しをしたとき
建物の新築・増築、または取り壊しを行い、税務課資産税係の調査を受けていない建物がある場合には、面積の大小にかかわらず必ずご連絡をお願いします。
- 建物の新築や取り壊しをしたとき
また、年末年始にかけて完成・取り壊しが見込まれる場合にもお知らせください。
- 固定資産の所有者が亡くなったとき
相続人の方から代表者(亡くなった方に代わり、新たに納税される方)を決めていただき「納税者変更届出書」を提出していただきます。この届出書により、法務局での相続登記が完了するまでの間、代表者の方へ納税通知書を送付いたします。
- 固定資産の所有者が亡くなったとき
なお、法務局での登記がない未登記家屋の場合には「未登記家屋所有者変更届」の手続きが必要です。
- 自宅に隣接する土地を購入または借入れ
一画地として住宅用地の特例措置が受けられる場合がありますので、お知らせください。
- 固定資産税とは：
毎年1月1日(賦課期日)に、土地・家屋・償却資産(これらを総称して固定資産といいますが、これを所有している方が、その固定資産の所在する市町村に納める税金です。